

令和8年6月1日

【お知らせ】「経営所得安定対策における麦の品質評価 に係る分析」の申請方法の変更

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、お客様からの各種申請をより早く、安全に受け付けるため、申請の方法を電子メールへと変更させていただくことになりました。

また、併せて、パソコンで申請内容を簡単に入力できるようにしました。

お客様にはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 変更日

令和8年6月3日（水）より

2 変更内容

これまでの方法：FAX または郵送

これからの方法：電子メールによる受付

3 新しい送り先（メールアドレス）

分析品目	メールアドレス
小麦	hinshitsu-kob@kokken.or.jp
麦茶の製造用の大麦・はだか麦	labo-kob@kokken.or.jp
麦茶の製造用以外の大麦・はだか麦	gyomu-yok@kokken.or.jp

4 申請の仕方

(1) 申請書の作成

- ① 当協会のホームページの <https://www.kokken.or.jp/document.html> を開いて、経営所得安定対策における麦の品質評価の欄の Excel ファイル「品質評価分析資料送付表及び申立書」をクリックしてください。
- ② 開いたファイルの「入力画面」シートに必要な事項を選択・入力してください。
- ③ 記入漏れがあると、セル B47 に「記入漏れがあります」となります。その場合は、記入漏れがないか確認してください。
- ④ 「品質評価分析試料送付表」シートに「品質評価分析試料送付表」が自動的に作成されていますので、それを印刷してください。
- ⑤ Excel のファイル名を「申請者名」に変更して保存してください。

(2) 電子メールの送信

- ① 宛先に 3 のメールアドレスを入力してください。
- ② メールの件名に「申請者名」を入力してください。
- ③ (1)の⑤のファイルを添付して送信してください。

(3) 分析試料の送付

分析試料に (1)の④で印刷した「品質評価分析試料送付表」を添付して発送してください。

5 その他

- (1) 当協会は、(2) の③の「品質評価分析試料送付表」の受信及び (3) の「品質評価分析試料送付表」が添付された分析試料の受領をもって、分析を開始いたします。

(2) 「分析試験成績書」及び「請求書」は、分析終了後速やかに、当協会からお客様の指定した送信先へ電子メールで送信いたします。(分析開始より概ね 7 営業日)

(3) 品質評価結果の値に不服がある場合は、結果が判明した後 30 日以内に、(1)の⑤で保存したファイルの「入力画面」に再評価の申し立てに必要な項目を入力し、このファイルと当協会から送付した「分析試験成績書」(PDF)を分析場所へ電子メールで送信してください。

(4) 申請書の用途(日本麺の製造用・パン又は中華麺の製造用など)に間違いが多く見られますので、農林水産省告示第 1110 号をご確認のうえ、選択してください。

農林水産省のホームページの告示第 1110 号の URL を記載いたしましたので、ご活用ください。

https://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/antei/attach/pdf/keiei_antei-300.pdf

(5) しばらくの間は、FAX・郵送でも受付いたしますが、切り替えにご協力いただけますと幸いです。操作方法がご不明な場合は、お気軽に下記担当までお問い合わせください。

6 本件に関するお問合せ先

担当：業務部業務課 西納・瀬沼

メールアドレス：k-nishino@kokken.or.jp / y-senuma@kokken.or.jp

電話番号：03-3668-0911

以上